

社会福祉法人安誠福祉会 特別養護老人ホーム はにわの里 運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は社会福祉法人安誠福祉会が運営する指定介護老人福祉施設「はにわの里」(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にある入所者に対し、適正な指定介護福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方法)

- 第2条 事業の実施に当たっては、入所者の意思及び人格を尊重して、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 2 施設の職員は入所者が可能な限り居宅における生活への復帰が出来ることを念頭に、食事等の介助、相談、援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練及び療養上の援助を行うものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称、所在地及び定員は、つぎのとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム はにわの里
- 二 所在地 埼玉県桶川市川田谷7141-1
- 三 定 員 77名

(施設の職員の種類、員数及び業務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は施設に勤務する職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名(非常勤1名)
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに健康保持のための適切な処置をとる。
- 三 生活相談員 1名(常勤1名)
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。

- 四 看護職員 看護師3名以上（常勤換算）
看護職員は、入所者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- 五 介護職員 24名以上（常勤換算）
介護職員は、入所者の入浴、食事等の介助及び援助を行う。
- 六 管理栄養士 1名以上（常勤1名以上）
管理栄養士は、給食の献立の作成、入居者の栄養指導、調理員の指導を行う。
- 七 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。
- 八 調理員 3名以上（常勤換算）
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- 九 事務員 3名（常勤3名）
事務員は、必要な事務を行う。
- 十 介護支援専門員 1名（常勤1名）
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成を行う。

（指定介護老人福祉施設サービスの内容）

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は、次の通りとする。

- 一 入所の対象者は、身体上又は精神上著しい障害がある為に常時の介護を必要とし、且つ、居宅において日常生活を営むことに困難がある者とする。
- 二 サービスは、次条に定める施設サービス計画に基づき、特に以下の点に留意して提供する。
- ア 常に入所者の心身の状況を適確に把握しつつ、相談援助や生活指導、機能訓練その他必要なサービスを入所者の希望に添って適切に提供する。
- イ 懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明する。
- ウ 介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- エ 入所者や他の入所者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
- オ 衛生管理、感染症の発生予防に細心の注意を払う。
- カ 入所者の心身の状況に応じて、週に2回以上入浴又は清拭を行う。
又、排泄、離床、着替え、整容等に関し、必要かつ適切な介護を行う。
- キ 栄養、入所者の身体状況、嗜好、提供時間、自立支援等に配慮して食事を提供する。
- ク 退所にあたっては、居宅介護支援事業者や他の保健医療福祉サービス提供者等と連携し、必要な援助を行う。

(施設サービス計画の作成)

第6条 管理者は、入所者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、サービス提供の開始前から終了後に至るまで入所者が利用するサービスの継続性等に配慮して、サービスの目標や当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した施設サービス計画の作成を介護支援専門員に行わせるものとする。

- 2 介護支援専門員は、他の従業者と協議の上、施設サービス計画の原案を作成し、入所者や家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定介護老人福祉施設の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額と居住費及び食費の全額とする。

居住費（負担限度額認定証なし）	915円/日
居住費（負担限度額認定証あり）	430円/日
食費（負担限度額なし）	1,545円/日
食費（負担限度額 3段階②）	1,360円/日
食費（負担限度額 3段階①）	650円/日
食費（負担限度額 2段階）	390円/日

- 2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。ただし、介護負担割合が2割・3割の場合は、括弧内の金額となる。

一 日常生活継続支援加算	36円（73円・110円）/日
二 栄養マネジメント強化加算	11円（22円・33円）/日
三 看護体制加算（Ⅰ）	4円（8円・12円）/日
四 看護体制加算（Ⅱ）	8円（16円・24円）/日
五 個別機能訓練加算（Ⅰ）	12円（24円・36円）/日
六 個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円（41円・61円）/日
七 個別機能訓練加算（Ⅲ）	20円（41円・61円）/日
八 夜勤職員配置加算（Ⅲ）	16円（32円・49円）/日
九 口腔衛生管理加算（Ⅱ）	112円（225円・338円）/月
十 経口維持加算（Ⅰ）	410円（821円・1232円）/月
十一 経口維持加算（Ⅱ）	102円（205円・308円）/月
十二 生活機能向上連携加算	102円（205円・308円）/月
十三 療養食加算	7円（13円・19円）/回
十四 排泄支援加算（Ⅰ）	10円（20円・30円）/月
十五 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3円（6円・9円）/月
十六 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13円（26円・40円）/月

十七	再入所時栄養連携加算	206円(411円・617円) / 回
十八	看取り介護加算 (I)	
	死亡日前31日以上45日以下	73円(147円・221円) / 日
	死亡日前4日以上30日以下	147円(295円・443円) / 日
	死亡日前日及び前々日	698円(1,396円・2,095円) / 日
	死亡日	1,314円(2,629円・3,943円) / 日
十九	看取り介護加算 (II)	
	死亡日前31日以上45日以下	73円(147円・221円) / 日
	死亡日前4日以上30日以下	147円(295円・443円) / 日
	死亡日前日及び前々日	801円(1,602円・2,403円) / 日
	死亡日	1,622円(3,245円・4,867円) / 日
二十	ADL維持加算 (I)	30円(61円、92円) / 月
二十一	科学的介護推進体制加算 (II)	51円(102円、154円) / 月
二十二	自立支援促進加算	308円(616円、924円) / 月
二十三	安全対策体制加算	20円(41円、61円) / 入所時に1回
二十四	入所者が選定する特別な食事の提供に要する費用	実費
二十五	理美容代	2,200円 (1回)
二十六	預り金出納管理に係る費用	2,000円 / 月

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又は家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 入所者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- 一 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事。
- 二 火気の取り扱いに注意すること。
- 三 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- 四 その他管理上必要な指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供時に入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な処置を行う。

(非常災害対策)

第10条 施設は、消防法等の規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備える為、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止策)

第11条 施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待解決のための体制整備を行う
- 二 虐待の防止を啓発・普及するための研修を定期的に行う
- 三 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する

(衛生管理等)

第12条 施設は、感染症が発生し、まん延しないよう、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 感染症予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催する
- 二 感染症予防及びまん延防止のための指針を整備する
- 三 感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する

(業務継続計画の策定等)

第13条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 施設は、職員の資質向上を図るため研修の機会を次の通り設けるものとし、又業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年一回以上
- 2 職員は、職務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、職務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人安誠福社会理事長と施設の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成17年10月 1日改訂。

平成18年 4月 1日改訂。

平成19年 6月 1日改訂。

平成21年 4月 1日改訂。

平成22年 3月 1日改訂。

平成24年 4月 1日改訂。

平成27年 4月 1日改訂。

平成27年 8月 1日改訂。

平成30年 4月 1日改訂。

令和 元年 10月 1日改訂。

令和 2年 11月 1日改訂。

令和 3年 8月 1日改訂。

令和 5年 4月 1日改訂。

令和 5年 9月 1日改訂。

令和 6年 3月 1日改訂。

令和 6年 4月 1日改訂。